別表中第二十三号を第二十五号とし、第二十号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　小割り式三年魚すずき養殖業		
㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	二分の一
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	三分の一
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	四分の一

別表中第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　小割り式三年魚ふぐ養殖業		
㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	二分の一
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	三分の一
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	四分の一

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である漁業共済事業に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　野田　佳彦

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第六十九号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第七十号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十号）の施行に伴い、並びに同法附則第五条並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第二項、第十九条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十八条第七項、第三十三条の二第三項及び第四十一条の二十六において準用する同法第四十一条の二第一項、同法第四十一条の二十六及び第四十九条第一項並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第一条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の三」に改める。

第一条中「以下「法」を「第二十条の三第一号を除き、以下「法」に改める。

第十六条及び第十九条中「放射性同位元素によって汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第二十条第六号中「放射性同位元素によって汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

（許可届出使用者等とみなす許可取消使用者等）

第二十条の二　法第二十八条第七項の規定による法第十六条から第十九条の二まで、第二十四条、第二十五条の二第一項から第三項まで、第二十七条第三項、第二十九条第八号、第三十条第九号及び第十号、第三十条の二、第三十二条から第三十三条の二まで、第四十二条、第四十三条の二並びに別表第六から別表第八までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とみなす。

一　許可取消使用者等であって従前の許可届出使用者に係るもの　許可届出使用者

二　許可取消使用者等であって従前の表示付認証機器届出使用者に係るもの　表示付認証機器届出使用者（法第二十四条、第二十二条及び第二十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合にあっては、表示付認証機器使用者）

三　許可取消使用者等であって従前の届出販売業者に係るもの　届出販売業者

四　許可取消使用者等であって従前の届出賃貸業者に係るもの　届出賃貸業者

五　許可取消使用者等であって従前の許可廃棄業者に係るもの　許可廃棄業者